

個人番号制度開始に伴う介護保険の手続き

平成 28 年 1 月からの個人番号制度開始に伴い、成りすましなどの不正行為を防止するために、介護保険に関する申請等において、個人番号(マイナンバー)を記入していただくとともに、個人番号の確認及び申請者(代理人も含む)の身元確認が必要となりました。つきましては、申請等にあたり下記の点についてご留意していただくようお願いいたします。

1 窓口での本人による申請の場合

(1)被保険者本人の個人番号のわかるものをお持ちください。

個人番号カード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写しなど

(2)被保険者本人の身分証明書をお持ちください。

①個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、介護専門員認定証など

※国・県・市町村等、官公署が発行した写真付きのもの

↳ これらが持参できない場合は、

②介護保険被保険者証、負担割合証、公的医療保険被保険者証、年金手帳・年金証書などを2点

※国・県・市町村等、官公署が発行した、氏名と住所又は生年月日が記載されているもの

2 窓口での代理人による申請の場合 ※ご本人は代理人(家族の方やケアマネジャー等)に次の(1),(3)を渡してください。

(1)被保険者本人の個人番号のわかるものをお持ちください。

1-(1)を1点、又は、その写しを1点

(2)代理人の方(申請者)の身分証明書をお持ちください。

1-(2)-①を1点、又は、1-(2)-②を2点

(3)被保険者本人から代理人への代理権の確認をします。

本人から委任されたことがわかるよう、委任状をお持ちください。

成年後見人など法定代理人の場合は、戸籍謄本等をお持ちください。

↳ これらが困難な場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証、公的医療被保険者証などをお持ちください。

※官公署等から本人に限り発行された書類等をお持ちいただければ、本人から委任されたこととみなします。

3 本人の代わりに使用者が申請書の提出を行っただけにすぎない場合

1-(1)、(2)と同様の書類の写しにより受付します。

本人の個人番号が使用者に見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の対応を行ってください。

この場合、使用者が本人に代わって申請書等に個人番号を含む記載事項の追記・修正をすることはできません。

4 郵送の場合 1-(1)、(2)と同様の書類の写しにより受付します。

※ 個人番号の記載が困難な場合等について

1～4のいずれの申請においても、原則として個人番号の記載が必要ですが、個人番号の記載が難しい場合や被保険者本人の個人番号がわかるものを提出することが難しい場合等には、個人番号を記載せずに提出してください。

※ 代理人がケアマネジャーなど事業所職員の場合の住所の記載について

申請書等の住所は、原則として代理人の身元確認の書類(運転免許証や介護支援専門員証等)と同じ住所ですが、記載に不都合等がある場合には、事業所の住所でも受付します。この場合、身元確認の書類に加え事業所職員であることがわかるもの(社員証や名札等)をお持ちください。